

令和 7 年度 予防接種の変更点等について

令和 7 年度より、定期予防接種及び任意予防接種に対する費用助成について、以下のとおり実施する。

1 定期予防接種

(1) HPV ワクチンのキャッチアップ接種

HPV ワクチンのキャッチアップ接種は、「令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで」とされていたが、昨年夏以降の大幅な需要増加に伴うワクチン限定出荷の状況等を踏まえて経過措置を設ける。

① 対象者

ア キャッチアップ接種の対象者（平成 9 年度生まれ～平成 19 年度生まれの女性）

イ 令和 6 年度が定期接種の最終年度である者（今年度高校 1 年生）

② 経過措置の概要

対象者が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に 1 回以上接種している場合、令和 8 年 3 月 31 日まで公費で合計 3 回までの接種を完了できる。

③ 周知等

区報・HP・SNS・区内医療機関等での周知に加え、接種未完了の対象者に対し、令和 7 年 2 月上旬にはがきによる個別通知を行う。

(2) 帯状疱疹ワクチン

令和 7 年 4 月から新たに予防接種法の B 類疾病に位置づけられ定期接種として実施する。

① 対象者

ア 65 歳

イ 60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者

※経過措置

5 年間の経過措置として、5 歳年齢ごと（65・70・75・80・85・90・95・100 歳）になる年度の方を対象とする。また、定期接種開始初年度に限り 100 歳以上の方全員を対象とする。

※既接種者は対象外

② 自己負担額

不活化ワクチン 10,000 円/回（2 回まで）、生ワクチン（3,000 円）

③ 周知等

区報・HP・SNS・区内医療機関等での周知に加え、対象者には予診票等を個別送付する。

2 任意予防接種に対する費用助成

(1) 帯状疱疹ワクチン（対象の一部変更）

50 歳以上の定期接種対象外の年齢で、区の費用助成を利用した帯状疱疹ワクチン未接種の方に対し、任意接種に対する費用助成を継続（自己負担額は定期接種と同程度を予定）する。区報・HP・SNS・区内医療機関等での周知を行う。